

◎新潟県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字小原新田字石坂 503 番 6 から	新	7.4～23.6メートル	699.5メートル
同市大字除戸字樋下328番4まで	旧	7.4～22.0メートル	704.1メートル